

審 査 メ モ

1 民間給与実態統計調査の変更

国税庁は、平成31年度に実施する民間給与実態統計調査（以下「本調査」という。）について、報告者負担の軽減を図ることを目的として、調査対象の源泉徴収義務者において選定する2,000万円以下の給与所得者の抽出率を見直す計画である。（2,000万円を超える給与所得者は、従来と同様、全数を選定。）

(1) 給与所得者の選定の見直し

- ① 抽出した調査対象源泉徴収義務者から選定する調査対象給与所得者の抽出率を変更
- ② 調査対象給与所得者の数を約 31.2 万人から約 23.8 万人に縮減

(審査状況)

ア 本調査は、財務省の「行政手続コスト削減のための基本計画」（平成30年（2018年）3月改定。以下「削減基本計画」という。）の重点分野「調査・統計に対する協力」において、「標本数の削減等の実施の可否について、統計の精度にも留意しながら平成30年度中に検討する。」とされている。

イ このため、国税庁は、標本設計の見直しを検討した結果、表1のとおり、調査対象源泉徴収義務者における調査対象給与所得者の抽出率について、一部、見直すことを計画している。

表1 抽出率の見直し

層別	源泉徴収義務者の給与所得者数の区分 (A)	全体としての調査対象源泉徴収義務者の抽出率 (B)	調査対象源泉徴収義務者における調査対象給与所得者の抽出率 (C)		全体としての調査対象給与所得者の抽出率 (D) 【= (B) × (C)】	
			変更前	変更後	変更前	変更後
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/1	1/400	1/400
第2層	10～29人	1/200	1/2	1/2	1/400	1/400
第3層	30～99人	1/60	1/5	1/6	1/300	1/360
第4層	100～499人	1/15	1/20	1/20	1/300	1/300
第5層	500～999人	1/3	1/50	1/100	1/150	1/300
第6層	1,000～4,999人	1/1	1/100	1/200	1/100	1/200
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200 (上限 100人)	1/200	1/200 (上限 100人)
第8層	本社	1/1	1/10	1/20	1/10	1/20

ウ これについては、①給与等について、調査対象源泉徴収義務者間の分散よりも、調査対象給与所得者間の分散の方が比較的小さいと想定されること、②業種別等、結果表章を考慮する必要があること等を踏まえ、結果精度や利活用ニーズへの影響を最小限としつつ、報告義務者である源泉徴収義務者の記入負担の軽減を図るものであり、おおむね適当と考えられるが、今回の標本設計の見直しによる結果精度や利用者ニーズへの影響の度合いについて、確認する必要がある。

(論点)

- a 本調査の標本設計（目標精度、目標回収率等）はどのように設計されているか。また、本調査を実施した結果の達成精度や標準誤差率はどのようになっているか。
- b 今回、調査対象給与所得者の抽出率を見直すことにより、結果精度はどの程度、変動すると見込まれるか。
- c 本調査の標本設計のように抽出率を固定した上で、調査対象数を算出するという方法は、毎年の母集団数の増減により、調査対象数も増減することになるのか。毎年、増減する場合、標本設計への影響はあるか。
- d 本調査の母集団情報は、国税庁の国税総合管理（K S K）システム^(注)に蓄積されている納税者情報から取得しているものであるが、K S Kシステムには、業種や資本金など、どのような情報が整備されているか。仮に、源泉徴収義務者の業種が母集団情報に含まれている場合、業種別に階層を設定して標本設計を行う等、更なる標本設計の改善や、精度向上を図る余地はないか。一方で、母集団情報を用いた標本設計の改善を行う上で、支障となる点はあるか。

(注) 国税総合管理（K S K）システムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これら进行分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。

(2) 今回の変更事項以外の検討すべき事項

① 労働者区分の妥当性

- ・ 給与所得者用調査票における「職務」の選択肢については、「法人の代表者、役員等… 1、個人の青色事業専従者… 2、パートタイマー、アルバイト等、非正規の給与所得者… 3、1～3以外の給与所得者… 4」と設定

(審査状況)

ア 「統計調査等における労働者の区分等に関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）」（以下「ガイドライン」という。）では、常用労働者の内訳区分として「正社員・正職員としている人」と「それ以外の人（パート・ア

アルバイトなど)」と定められている。

イ 一方、本調査では、給与所得者用調査票における「職務」については、「法人の代表者、役員等…1、個人の青色事業専従者…2、パートタイマー、アルバイト等、非正規の給与所得者…3、1～3以外の給与所得者…4」の選択肢が設定されている。

ウ 職務については、統計表において、職務別の給与所得額などを表章していることから、他の統計調査との比較可能性の向上の観点から、ガイドラインに沿った見直しが可能かどうか、確認する必要がある。

(論点)

- a 給与所得者用調査票における「職務」に関する選択肢（「法人の代表者、役員等…1、個人の青色事業専従者…2、パートタイマー、アルバイト等、非正規の給与所得者…3、1～3以外の給与所得者…4」）は、どのような経緯、理由で設定されたのか。
- b ガイドラインと整合した事項で、選択肢について見直しを行う余地はないか。一方で、見直すことにより、利活用の面から支障は起こらないか。

② 給与所得者の氏名の記入の妥当性

- ・ 給与所得者に関する調査事項の中に、「氏名又は記号等」を設定

(審査状況)

- ア 本調査では、調査対象源泉徴収義務者が、給与台帳等を基に、調査対象給与所得者を選定した上で、給与所得者用調査票を作成することとされているが、選定した給与所得者を調査票に記載するに当たっては、氏名又は記号を記載することとされている。氏名の記載については、通常、忌避感の強い情報であるが、本調査の報告義務者は源泉徴収義務者であり、給与所得者本人が調査票に記載するという調査ではない。
- イ また、記入の手引において、「氏名のほか、社員番号、イニシャルやアルファベット等の記号による記載でも構いません。ただし、記入内容についてお尋ねすることがありますので、記入対象者が特定できるようにしてください。」と記載されており、氏名を必ず記載しなければいけないというわけではない。
- ウ このため、本調査において、氏名等を把握する必要性について確認する必要がある。

(論点)

- ・ 本調査においては、調査対象となった給与所得者を特定するため、「(1)氏名又は記号等」と「(2)一連番号」の両方の記入を求めているが、その必要性は何か。

2 未諮問基幹統計の確認における検討課題

本調査は、統計委員会における未諮問基幹統計の確認の対象となり議論された結果、第58回基本計画部会（平成27年3月23日）において、表2のとおり、①表章形式の見直し、②オンライン報告の拡大、③統計作成の効率性の向上等の検討課題が指摘されている。

表2 未諮問基幹統計の確認における検討課題

○ 今後は、表章形式の見直し（給与階級区分、事業所規模区分の細分化等）による提供情報の充実やオンライン報告の拡大及び統計作成の効率性の向上（税務署が保有している行政記録情報を活用した報告者負担の軽減等）について、費用便益を考えた上で不断の検討を進めていく必要がある。

（審査状況）

（1）表章形式の見直し

- ア 事業所規模区分については、平成27年度調査公表時から、それまでの「10人未満」の層を「1～4人」と「5～9人」の2区分に細分化する等の見直しを行ったところである。
- イ 一方、給与階級区分については、細分化した場合、標本数の不足等の理由から、実績が計上されない階層が発生する可能性があるため、現時点では、対応は行っていない。
- ウ これらの対応については、おおむね適切と考えるが、更なる検討の余地について、確認する必要がある。

（論点）

- a 現在の給与階級区分や事業所規模区分はどのような経緯、理由で設定されたのか。
- b 平成27年度調査公表時から、事業所規模区分を細分化したが、利活用の面からみて妥当なものか。また、現状の給与階級区分の細分化の余地がないとした場合、現状の区分は、利活用の面からみて妥当なものか。

（2）オンライン報告の拡大

- ア 本調査におけるオンライン調査の利用率の推移をみると、表3のとおり、過去3年間で上昇傾向にある。

表3 オンライン調査の利用率の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度
15.3%	17.6%	29.2%

国税庁では、更なるオンライン利用率の向上を目指し、①報告者への利用勧奨チラシや利用手引きの送付、②調査内容の周知や督促の際のオンライン利用勧奨などに取組んでいる。

イ また、平成 29 年度調査においては、前回調査においてオンライン調査システムを利用して回答した事業所に対して、オンライン利用に誘導するため、紙の調査票の配布を希望者に限っている。

ウ これらについては、基本計画を踏まえた取組みであり、適切と考えるが、報告者負担の軽減、回答者の利便性の向上の観点から、オンライン利用による更なる回収率の向上方策について検討する必要がある。

(論点)

- a オンライン利用に誘導するため、あらかじめ調査票の配布を取りやめた報告者について、回収率等に影響はないか。
- b 今後、オンライン回答を増やすための取組をどのように行っていく予定か。

(3) 統計作成の効率性の向上

ア 本調査は、K S Kシステムに蓄積されている企業情報（組織及び資本金）を調査票の記入項目に、あらかじめ事前印字した上で、源泉徴収義務者に調査票を配布するなどの対応を行っている。

また、源泉徴収義務者が保有している給与所得者に関する電子化情報（給与台帳等）を、源泉徴収義務者が作成する給与所得者用調査票に容易に活用できるよう、現在、当該情報を調査票に自動転記するツールの開発を進めているところである。

イ これらについては、基本計画を踏まえた取組みであり、報告者負担の軽減を図るものであり、適切と考えるが、母集団情報として用いているK S Kシステムの本調査への更なる活用の余地について確認する必要がある。

(論点)

- a 源泉徴収義務者が保有している電子情報を活用するためのツールとはどのようなものか。いつ頃から、利用可能となるのか。
- b K S Kシステムにおいて管理されている源泉徴収票などの源泉徴収関係調書等の情報を、本調査に活用し、報告者の更なる記入負担の軽減を図る余地はないか。

3 回収率の向上方策

ア 本調査における過去3年間の回収率の推移をみると、表4のとおり、75%前後で推移している。

表4 民間給与実態統計調査の回収率

調査年度	① 送付数	② 回答数	③ 回収率(②/①)
27	27,655	20,789	75.2%
28	27,916	20,874	74.8%
29	26,995	20,383	75.5%

イ 本調査は民間委託により行われているが、国税庁と民間事業者との間で結ばれた契約では、目標回収率（過去3年分の調査結果から算出）を設定している。

(審査状況)

本調査の回収率向上方策について確認する必要がある。

(論点)

○ 本調査については、上記2(3)の「統計作成の効率性の向上」のとおり、報告者負担の軽減方策を通じた回収率向上方策を講じており、加えて、民間事業者に対しては、本調査の回収率を向上させるための方策として、どのような契約を結んでいるか。その契約内容は、回収率向上につながる内容か。

また、今後、更なる回収率向上を目指し、民間事業者にどのような方策を取組ませるべきか。